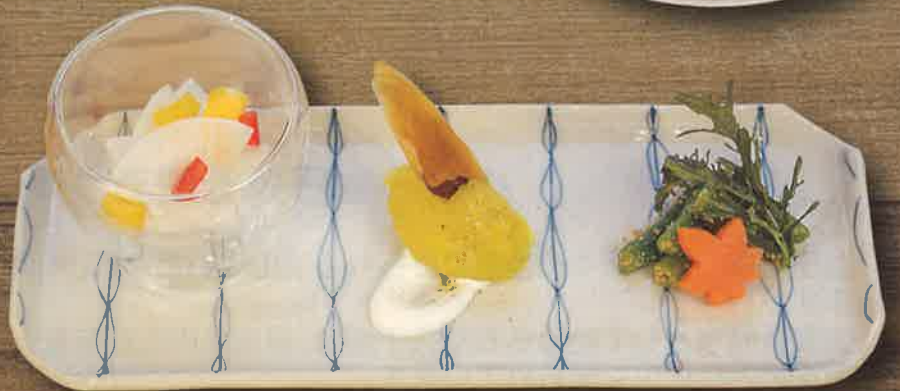




益子焼の温もりを 暮らしに

MASHIKO WARE



料理を盛る。花を生ける。お茶を入れる。益子焼を使う場面は、日常生活の中にあります。

益子焼は、使われることで自らを魅せながら、料理を引き立て、花をより美しく演出し、お茶の温もりを保つのです。

暮らしにうるおいを与えてくれる益子焼には、場面にふさわしい形、色があり、私たち一人一人に合ったお気に入りがあります。

愛する器たちを毎日使って、心豊かな暮らしを楽しみましょう。

益子焼を使おう条例

平成 29 年 9 月 8 日に「益子焼を使おう条例」が制定されました。



「益子焼」

栃木県芳賀郡益子町に由来する伝統的な技術・技法により、益子町及びその周辺地域で生産された陶磁器製品で、益子焼協同組合が商標登録しています。



益子焼を使おう条例

益子町は、四季折々の自然に彩られる里山にいだかれ、町域には良質な陶土の埋蔵地が分布しています。

産業奨励策として始められた益子焼は、日用品の生産を主としていますが、民藝運動とあいまって、今、国の内外に広く知られています。

私たちは、歴史と伝統ある益子焼が郷土の産業であることに誇りを持ち、益子焼の発展に資するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、益子焼に対する理解を深め、益子焼の普及を推進することにより、益子焼の発展に資することを目的とする。

(町の役割)

第2条 町は、益子焼の普及と振興に努めるものとする。

(事業者の役割)

第3条 益子焼に関わる事業者は、益子焼の普及に取り組むとともに、町及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(町民の協力)

第4条 町民は、益子焼に対する理解を深めるとともに、益子焼を使うよう努めるものとする。

(配慮)

第5条 町、事業者及び町民は、この条例の実施に当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮するものとする。